


職場からパワーハラをなくそう

子どもも教職員も誰もが安心して学び働ける明るい学校に 都教委、パワーハラ防止要綱制定。懲戒処分にパワーハラ加える

全教・都教組
杉並支部 ニュース

東京都教職員組合
杉並支部情宣部
2020年
9月17日
4号
Tel 3399-8719
Fax 3399-3855
支部ホームページ
http://tokyousosugi.nami.web.fc2.com



最近、都教組杉並支部には、職場におけるパワーハラや不適切な指導・言動にかかわる訴えや相談が増えてきました。今年の6月からパワーハラ防止法が制定されました。これを受け東京都総務局は、パワー・ハラスメント防止の「基本方針」、東京都教育委員会は「要綱」を策定し、市区町村教育委員会に通知しました。今回の支部ニュースは、都及び都教委の通知、杉並区教の方針を紹介しながら、子どもも教職員も「誰もが安心して学び働ける明るい学校」にするために、パワーハラの根絶を呼びかける特集としました。

パワーハラはなぜ防止しなければならぬのか？

都の基本方針では次のように示されています。『パワー・ハラスメントは、その対象となった人の尊厳や人格を不当に傷つけるものであり、人権上の問題である。また、職場におけるパワー・ハラスメントは、職場の秩序を乱し、業務の遂行を阻害する行為であり、ひいては都民サービスの低下につながりかねないものである。』

パワーハラとは？

都の基本方針、都教委の要綱では次のように定義しています。『パワー・ハラスメントとは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう。』

パワーハラの例

都の「基本方針」では、厚生労働省の指針又は人事院の指針における例示を紹介しています。その中の「(2) 精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言) (イ) 該当すると考えられる例」から抜粋します。

- ① 人格を否定するような言動を行う。相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を行うことを含む。
- ② 他の職員の前で無能なやつだと言ったり、土下座をさせたりする。
- ③ 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。
- ④ 他の職員の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返す。
- ⑤ 改善点を具体的に指示することなく、何日間にもわたって繰り返し文書の書き直しを命じる。
- ⑥ 自分の意に沿った発言をするまで怒鳴り続けたり、自分のミスや無言を言わさず部下に責任を転嫁したりする。

パワーハラの相談窓口は？

学校に窓口もありますが、杉並区教育

委員会人事企画課でも受け付けています。昨年の教育予算要請の場では、次のように回答しています。『パワーハラについては、人事企画課が窓口になって相談を受けている。管理職からだけでなく同僚・先輩からのパワーハラも。それで病んでしまったという話も来ている。深刻な状態になる前に相談してもらいたい。』

新しく加わった都教委の「非行の種類及び処分量定」

パワー・ハラスメント	・パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	免職 停職 減給
	・パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職 減給
	・パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	免職 停職 減給

※ 内部通報及び告発

「非違行為の事実を内部機関に通報した職員は、通報したことにより、いかなる不利益も受けないものとする。」(パワーハラに関する相談及び苦情の申し出についても同様の配慮がされる。)

パワーハラに気づいたときは

都の「基本方針」では次のように呼びかけています。『パワー・ハラスメントを放置しておく、問題がさらに大きくなる恐れがあります。職員の態度や仕事ぶりの異変に気づいた時は、早めに声をかけて行ってください。また、パワー・ハラスメントに当たる恐れがある言動が見受けられる場合は、職場の同僚として注意を促すことも必要です。』

パワー・ハラスメントの被害を受けていることが分かった場合は、職員が一人で悩みを抱え込むことがないように、積極的に声をかけを行い、解決が困難な内容であれば、相談窓口をあんなないするなど、迅速な対応を心がけることが必要です。(略)』

職場からパワーハラをなくそう とりわけ、管理職の意識改革 を強く求めます

一人一人が「パワーハラはやってはいけないのだ」という認識を確立しましょう。特に、管理職によるパワーハラの相談が多いことから、管理職のみなさんの意識改革が強く求められます。そのため、職場での話し合いや学習(研修)をしていきましょう。そして、力合わせ子どもも教職員も安心して学び、働ける学校を目指していきましょう。

都教組杉並支部では、パワーハラや人事異動、組合加入などについての相談を受け付けています。

「これってハラスメント？」一人で悩まず、まず相談！

都教組ハラスメント学習会・相談会のお知らせ

都教組には新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校中にも、また学校再開後も、新採者や青年を中心とする教職員から、管理職や主幹教諭、〇〇主任、指導教員などからのハラスメント、不適切な指導・言動にかかわる相談が多数寄せられています。場合によっては保護者などからの圧力によるものもあります。

「これってハラスメントですか」という疑問から、ハラスメントをなくすにはどうしたらよいかという相談、またすでにメンタル不全によって体調を崩したり、電話口で涙ぐんでいる様子が伺えたりするような青年からの相談もあります。また、同僚が自殺してしまうのではないかと心配だ、という深刻な相談もあります。

6月に不十分ながらパワハラ防止法が施行され、都教委も防止に向けた基本方針を策定し区市町村教育委員会に通知しています。

都教組は新採者や青年を中心に、教職員のいのちと健

康、雇用を守り、職場環境の改善のため、毎年とりくみを強めています。コロナ禍におけるハラスメントの増加状況から、緊急のとりくみをすすめることにしました。

その一環として、下記のような学習会、相談会を、オンライン含めて開催します。これがハラスメントかどうか聞きたい、ハラスメントで困っていて何とかしたい、同僚がハラスメントを受けているがどうしたらよいかわからない、組合ではどうやってとりくんでいるのか知りたいなど、関心のある教職員ならどなたでも参加していただけます。都教組でとりくめることや助け合いの共済についてもお知らせします。とりわけ新採者や青年の皆さんでハラスメントを受けていると思われる方や関心がある方のご参加をお待ちしています。もちろん緊急を要する場合にはいつでも連絡してください。

(都教組 03-3230-3891)

新採者や採用されてから年の浅い教職員の方は、「自分に力がないからだ」「自分が悪いからだ」という自己責任に苛まれないよう、くれぐれもご注意ください。

- 日 時 10月2日(金) 18時45分～20時30分
- 場 所 エデュカス東京4階会議室 (オンライン参加可。顔や声出しをしなくても参加できます。ここで相談されたことは外部に知られることはありません)
- 内 容 ミニ学習会「ハラスメントと都教組のとりくみ」
質疑・具体的相談 (個別に相談したい場合は学習会終了後に対応します)
参加者交流、組合・共済の案内
- 参加費 無料
- 参加希望者はチラシに必要事項を記載の上、FAXするか (学校のFAXは使えません) 都教組に電話で連絡してください。(03-3230-3891)

*チラシはこちらからダウンロードできます ⇒ 20201002_tokyososirutudoiharasumento.pdf

都費スクールカウンセラーの方も 都教組に加入できることになりました

今年度より都費スクールカウンセラーが会計年度任用職員となり、地方公務員法が適用され、都教組への加入対象となり、いつでも加入できるようになりました。すでに都教組にはスクールカウンセラーからの相談が入り、本部、支部で支援をしているところです。

都費スクールカウンセラーの賃金、労働条件については、労使交渉事項になります。都教組は都費スクールカウンセラーの労働条件、職場環境等の改善に向けてとりくんでいきます。また、学校現場での働き方、ハラスメント等でお困りの方や相談したいことがある場合には、いつでも都教組に連絡してください。

(都教組電話 03-3230-3891 杉並支部：電話03-3399-8719)

都費スクールカウンセラーの加入書はこちらからダウンロードできます ⇒ [sukuurukaunserakanyuusyo.pdf](#)
なお、組合費等は都教組にご確認ください。(都教組：03-3230-3891 杉並支部：03-3399-8719)